

仕 様 書（市有財産賃貸借契約書第3条第2項）

1 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類の缶、びん、ペットボトルなどの密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）を除くこと。なお、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は暖めた商品に一部変更することとする。

2 販売価格

販売価格については、次のとおりとすること。

標準小売価格	販売価格
130円	130円
160円	160円
上記以外の価格	市と協議

3 自動販売機の規格等

- ①自動販売機は、位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置することとする。
- ②設置事業者の負担により、自動販売機の電気使用料を計測するための証明用電気計器（子メーター）を設置することとする。
- ③自動販売機は、省エネタイプのノンフロン対応機種であることとする。
- ④施設の閉庁日や閉庁時間に、照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とするように努めることとする。
- ⑤自動販売機の設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとして使用することとする。
- ⑥自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を施すこととする。
- ⑦自動販売機及び回収ボックス等設置について、管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこととする。

4 管理責任

- ①販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路等については、当該施設の管理者の指示に従うこととする。
- ②自動販売機の故障発生や問い合わせ・苦情等への対応、商品の賞味期限や商品の補充などの在庫管理、販売代金の保管・回収など、自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に対応することとする。なお、自動販売機に故障発生時の際の連絡先を明記することとする。
- ③前②に掲げる自動販売機の維持管理の一部を第三者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、「自動販売機の管理関係等に関する届出書」に当該委託契約書又は協定書等の写しを添えて、当市へ提出することとする。なお、維持管理の全てを第三者に委託できな

いものとする。

④自動販売機設置場所には、販売する清涼飲料水容器の種類（缶・びん・ペットボトル・ペットボトルキャップ用等）に応じて、使用済容器の分別回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済み容器は、他社製品の持ち込み等を問わず、設置事業者の責任において適切に回収・処分することとする。

⑤衛生管理については、関係法令等を遵守するとともにその徹底を図ることとする。また、自動販売機の設置に当たり、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。なお、これらの手続き等を要する場合には、当該手続き等の完了後に、自動販売機の設置を行うこととする。

⑥自動販売機の転倒、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、当市及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決することとする。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置事業者の負担において速やかに復旧することとする。これらの場合に、当市の責に帰すべき事由が明らかな場合を除き、当市は一切の責任を負わないものとする。

⑦市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係ない広告等を表示しないこととする。

⑧夏季及び冬季の需要が高まる時間帯において、節電対策を実施することとする。

5 自動販売機の交換

設置している自動販売機の交換を行なおうとする場合は、あらかじめその旨を当市に申し出て、承諾を受けることとする。

6 自己都合による自動販売機の設置の中止

貸付期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機の設置を中止しようとする場合は、契約書第18条第1項を適用する。なお、この場合設置事業者はその中止をしようとする日の2か月前までに書面により当市に申し出るものとする。

7 自動販売機の増設

当市が必要と判断した場合に施設内に自動販売機を増設する場合、このことによって、既に設置していた自動販売機の販売が減少したとしても、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。